

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第58号

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年函館市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の4中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「12万1,000円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。